

議第108号

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項および第3項中「および第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項および第3条の4第3項」に改める。

第4条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「（申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）」を削り、同項第11号中「（申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）」を削る。

別表第34中注1を削り、注2を注とする。

別表第34の2(1)の項を次のように改める。

(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料	1件につき	17,000	円
---	-------	--------	---

別表第34の3を次のように改める。

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき 22,000円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円)

(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき	7,500円
--	-------	--------

別表第43の2(1)の項を次のように改める。

(1) クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	1件につき	17,000円
---	-------	---------

付 則

(施行期日)

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者に係る興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料については、第2条の規定による改正後の滋賀県使用料および手数料条例(以下「新条例」という。)第2条第2項第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者に係る公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例第2条第2項第11号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業を営む者から当該営業を譲り受けた者に係る同項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査または施行日前に美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料については、新条例別表第34の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前にクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料については、新条例別表第43の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。